

公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	5 - 3	見積価額	2, 1 9 0, 0 0 0 円
		公売保証金	2 2 0, 0 0 0 円
財産の表示 (登記事項証明書上の表示による)			
1 所 在 地 目 地 積	富山市大島二丁目 2 1 8 番 宅地 1 2 6 . 0 0 m ²		
公法上の規制	区域区分 : 市街化区域 用途地域等 : 第一種低層住居専用地域 建ぺい率 : 5 0 % 容積率 : 8 0 %		
接 道 状 況	北東側を幅員約 4 m 舗装市道 (大島 4 号線) に約 9 . 5 m 接面している。本道路は対象地前面で行止りとなっている。		
物 件 の 概 要	<ul style="list-style-type: none">・ 奥行約 1 3 m のやや台形に似た長方形の画地である。・ 地表は平坦である。・ 地盤面は道路・隣地と概ね等高である。・ 現在、北東部分に軽量鉄鋼造作業所とみられる仮設建物とスチール製物置が使用されていない状態で所在している。・ 仮設建物の西側と対象地の南西隅部分に、作業の足場とみられる鉄パイプ等が放置された状態で所在しており、それ以外は空地の状態である。		
物 件 の 調 査 について	令和 5 年 3 月 1 日 時 点 仮設建物等は外観の調査に止める。		
供 給 施 設	上水道・・・あり 公共下水道・・・あり 都市ガス・・・なし		
物 件 の 位 置	バス「大島」停留所の北方 約 1 0 0 m 藤ノ木小学校の南東方 約 1 . 2 k m 藤ノ木中学校の南方 約 1 . 7 k m (直線距離)		
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none">・ 公売財産の面積等は公簿上によるものです。・ 富山市は、不動産登記上の権利移転のみを行います。・ 富山市は、公売財産の引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類の撤去、占有者の立ち退き、前所有者からの鍵等の引渡し等については、すべて買受人自身で行ってください。富山市は関与しません。		

公 売 財 産 明 細 書

	<ul style="list-style-type: none">・危険負担の移転時期は、公売財産に係る買受代金の全額を納付したときです。・土壌汚染や地下埋蔵物、アスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。・文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていません。・接面する市道の幅員が4.0mに満たない地点では、セットバックを考慮する必要があります。・建築物の建築等にかかる内容につきましては、富山市活力都市創造部建築指導課（076-443-2107）までご連絡ください。・公売財産に財産の種類または品質に関する不適合があっても、富山市は、担保責任を負いません。・所有権移転手続に伴う登録免許税等の費用は、買受人の負担となります。・境界確定は、買受人と隣接地所有者との間で行ってください。・公売は滞納者の差押財産を市が売却し、その代金を滞納市税等に充当する制度ですので、売却（買受代金の納付）前までに滞納市税等が完納された場合等は、公売は中止となります。・公売は滞納処分ですので、滞納者から不服申立てが行われることがあります。この場合は、公売手続は最高価申込者の決定又は売却決定までで中断され、不服申立ての審理の結果が出た後に再開されます。
お問い合わせ先	富山市 財務部 債権管理対策課 公売担当 電話 076-443-2147（直通）

公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	5 - 3	所在図
--------	-------	-----



公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	5 - 3	見取図
--------	-------	-----



※赤線は物件のおおまかな位置を示すものであり、境界を示すものではありません。
また、矢印は物件写真の撮影角度を示しています。

公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	5 - 3	物件写真 (1)
--------	-------	----------



写真①

公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	5 - 3	物件写真 (2)
--------	-------	----------



写真②

公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	5 - 3	物件写真 (3)
--------	-------	----------



写真③

公 売 財 産 明 細 書

売却区分番号	5 - 3	物件写真 (4)
		
写真④		